

地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて

平成27年2月9日

医療法人の事業展開等に関する検討会

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する」ことについて検討を求められている。

また、医療法人制度に関しては、「日本再興戦略」改訂2014、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成26年6月17日参議院厚生労働委員会）において検討を求められている。

これらを踏まえ、本検討会において検討したところ、以下の整理を基本とすることが概ね妥当であると考えられる。厚生労働省においては、さらに検討すべき論点も残っていることから、引き続き精力的に検討・調整を行い、医療法改正を含めた制度改正及びその運用に適切に取り組むよう期待する。

その際、特に、非営利新型法人については、地域医療構想との整合性を図るとともに、医療における非営利性の確保の重要性に鑑み、具体的な制度設計や運用面も含めて非営利性が適切に確保されるものとすることを強く求めるものである。

また、医療法人制度の見直しについても、医療法人の分割制度はより良い地域医療の実現のために適切に運用されること、社会医療法人の認定要件の見直しはあくまで例外的な措置であり基本的には引き続き厳格な認定基準を維持すべきであることを申し添える。

I 地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設について

非営利新型法人（地域医療連携推進法人（仮称））については、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一的な連携推進方針（仮称）を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネ・情報を有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する。

1. 非営利新型法人の法人格・名称

○ 法人格の考え方

- ・ 地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、都道府県知事は、一般社団法人のうち一定の基準に適合すると認めるものを、非営利新型法人として認定する。
- ・ なお、医療法人等を社員とする社団型を基本とし、財団型については社団型の実施状況等を見ながら検討する。

○ 名称の考え方

- ・ 名称については、例えば地域医療連携推進法人（仮称）が考えられるが、非営利新型法人の趣旨を踏まえ、法制的な観点も含めて検討し、適切な名称とする。

2. 非営利新型法人の事業地域範囲

○ 事業地域範囲の考え方

- ・ 事業地域範囲については、地域医療構想区域を基本として、地域において医療サービスを提供するのに適当な範囲を非営利新型法人が定め、都道府県知事が認可する範囲とする。

3. 非営利新型法人の参加法人の範囲

- ・ 参加法人の範囲については、事業地域範囲内における病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
- ・ それに加え、非営利新型法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、事業地域範囲内で介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業のみを行う非営利法人についても参加法人とすることができる。
- ・ 営利法人、営利法人を主たる構成員とする非営利法人を、参加法人、社員とすることは認めない。
- ・ 非営利新型法人は、参加法人を社員とすることを原則とする。
- ・ 社員の資格の得喪については、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- ・ 非営利新型法人の事業地域範囲を越えて病院等を開設している法人についても、多様な非営利法人が参加できるよう、当該法人を参加法人とした上で、統一的な連携推進方針（仮称）等の対象を当該地域の病院等に限る。
- ・ 社会福祉法人の参加の在り方については、現行の社会福祉法人制度や現在検討中の制度改革の内容と整合性を図る。また、その他の非営利法人についても、必要に応じ、当該法人制度を踏まえた参加となるよう留意する。

4. 非営利新型法人の業務内容

（1）統一的な連携推進方針（仮称）の決定

- ・ 非営利新型法人は、医療法人等の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることを目的としているため、複数の医療法人等における統一的な連携推進方針（仮称）の決定を非営利新型法人の主な業務とする。

- ・ 統一的な連携推進方針（仮称）の内容としては、医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携に関する事項は必須とする。また、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項を記載することも可能であるほか、共通業務・管理業務等に関する事項も含め、どのような事項を記載するかは各非営利新型法人が決定する。
- ・ 統一的な連携推進方針（仮称）については、地域医療構想と整合性を確保する。
- ・ 統一的な連携推進方針（仮称）の策定においては、参加法人の目的・事業を踏まえ、非営利新型法人内において十分に調整を行う。
- ・ なお、医療計画において基準病床数制度を設けているが、参加法人の病院等の医療機能の分化・連携を推進する上で病床の再編が有効となる場合において、地域医療連携推進協議会（仮称）の協議を経る等により、医療計画上、当該病院等間の病床の融通を認める。

（２）その他の業務

○ 参加法人の共通業務や管理業務等の実施

- ・ 参加法人を含む非営利新型法人全体の経営の効率化を図るため、非営利新型法人全体における研修を含めたキャリアパスの構築、医薬品・医療機器の共同購入、参加法人への資金貸付等を実施できるほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業のうち非営利新型法人が担う本部機能に支障のない範囲内の事業について実施できる。
- ・ 参加法人への資金貸付等については、貸付、債務保証及び出資を一定の範囲に限って認めるが、租税回避の手段等となるような贈与については認めない。

- 関連事業を行う株式会社・一般社団法人等への出資
 - ・ 関連事業を行う株式会社への出資については、地域包括ケアを推進するため、非営利新型法人の設立趣旨の達成に必要な範囲内にある関連事業を行う株式会社に対しては、非営利新型法人側が意思決定を主導することを担保する観点から株式保有割合を例えば100%にする等一定割合以上とすることを条件に出資できる。
 - ・ 関連事業を行う一般社団法人等への出資については、贈与とならない、基金に出資することを認める。
 - ・ 当該出資の状況等については、毎年度、都道府県知事に報告する。

- 非営利新型法人自身による病院等の経営
 - ・ 非営利新型法人自身による病院等の経営については、経営リスクや業務負荷があることから、非営利新型法人の統一的な連携推進方針の決定等の業務に支障のない範囲内として知事が認可した場合に限り認める。

- 参加法人の非営利新型法人に対する支出
 - ・ 参加法人においては、非営利新型法人事務局の人件費、事務室の賃借料、社員総会の開催経費等のいわゆる本部経費を会費等として支出する。また、共同研修や共同購入等の共通事務にかかる経費については、業務委託として個別に委託料として支出する。

5. 非営利新型法人のガバナンスの仕組み

- 議決権の取扱い
 - ・ 議決権については、原則として社員は各一個の議決権を有するが、定款で別段の定めをすることができる。この場合においても、
 - ・ 非営利新型法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと

- ・ 提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないこと
を要件とする。

○ 参加法人の統括方法等

- ・ 非営利新型法人は参加法人を統括するが、参加法人の該当事業に係る予算等の重要事項についての関与の仕方としては、意見聴取・指導を行うという一定の関与の場合と、協議・承認を行うという強い関与の場合のどちらかにするかを事項ごとに選択できる。
- ・ 非営利新型法人の意見聴取・指導又は協議・承認の対象となる事項は、参加法人の該当事業に係る予算、借入金、重要資産の処分、事業計画、定款（寄附行為）変更、合併及び解散に関する事項とするが、これらに加えて、各非営利新型法人ごとの決定で対象事項（例えば役員を選任）を追加できる。
- ・ なお、一般の医療法人社団について、自然人のみならず法人も社員になることが可能であることを明確化する。この場合においても、営利法人は社員になれないものとする。

○ 参加法人の加入・脱退

- ・ 非営利新型法人への加入は任意に可能とし、その手続については非営利新型法人の定款等で定めることを可能とする。
- ・ 非営利新型法人からの脱退については、貸付金の清算等に留意しつつ、任意に可能とするが、非営利新型法人の定款等で脱退手続を定めることも可能とする。非営利新型法人の定款等で脱退手続を定めた場合でも、やむを得ない理由がある場合には脱退可能とする。

○ 非営利新型法人の理事長要件

- ・ 非営利新型法人の理事長については、複数の医療法人等を統括する非営利新型法人の代表であることから、その業務の重要性に鑑み、すべて都道府県知事の認可を経る。

○ 地域医療連携推進協議会（仮称）の開催等

- ・ 地域関係者の意見を、統一的な連携推進方針（仮称）の決定を含む法人運営に反映するため、地域関係者で構成する地域医療連携推進協議会（仮称）を非営利新型法人において開催し、非営利新型法人へ意見具申できる。非営利新型法人はその意見を尊重するものとする。
- ・ 地域医療に関して設定した目標・貢献度等を基に、非営利新型法人の地域医療連携推進協議会（仮称）は、非営利新型法人の設立目的が達成されているかを評価する。非営利新型法人は、その内容を公表するものとする。
- ・ 非営利新型法人においては、地域関係者を理事に任命する。

6. 非営利新型法人の非営利性の確保等

○ 非営利新型法人における剰余金の配当禁止・残余財産の帰属先の制限等

- ・ 非営利新型法人における剰余金の配当については、現行の医療法人制度と同様に禁止する。
- ・ 非営利新型法人の解散時の残余財産の帰属先については、現行の持分のない医療法人と同様に、国や地方公共団体等に限定する。
- ・ 非営利新型法人の役員には、利害関係のある営利法人の役職員を就任させない。
- ・ 非営利新型法人の役員については、親族等の就任制限要件を設定する。

- ・ このほか、定款変更における都道府県知事の認可等の医療法の規定を準用する。

○ 認可等の際の都道府県医療審議会からの意見聴取

- ・ 非営利新型法人に関し、都道府県知事の認可等が必要な案件については、医療計画等の関連計画との整合性を確保するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- ・ 非営利新型法人について、都道府県知事は、認定の基準を欠くに至った場合等に、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、勧告・措置命令・認定取消をすることができる。

7. 非営利新型法人の透明性の確保

- ・ 参加法人の病院等は、非営利新型法人に参加している旨を標記する。
- ・ 非営利新型法人は、地域医療へ大きな影響を及ぼすことから、透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等における財務諸表の公告、いわゆるメディカルサービス法人を含む関係当事者との関係の報告、事業報告書等を閲覧に供することを義務付ける。
- ・ 参加法人を含む非営利新型法人全体の財務諸表を作成することについては、統一的な運営に資するというメリットを踏まえ、会計基準が異なる多様な法人が参加することに伴う技術的な課題を整理しつつ検討する。

Ⅱ 医療法人制度の見直しについて

1. 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化について

医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、経営の透明性の確保及びガバナンスの強化が求められており、社会福祉法人等の他の法人類型の改革の動向を踏まえつつ、以下を含む必要な措置を講ずる。

(1) 医療法人の経営の透明性の確保

○ 会計基準の適用・外部監査の義務付け

- ・ 医療法人の経営の透明性の確保が必要であり、一定規模以上の医療法人に、会計基準の適用を義務付けるとともに公認会計士等による外部監査を義務付ける。具体的な会計基準については、平成 26 年 2 月に四病院団体協議会が作成した医療法人会計基準を基本に検討する。

○ 計算書類の公告の義務付け

- ・ 病院等の業務は国民皆保険の下で行われており、その経営の透明性を高める必要があることから、一定規模以上の医療法人に、計算書類の公告（官報公告又はインターネット上での公開）を義務付ける。

○ いわゆるメディカルサービス法人との関係の報告

- ・ 医療法人といわゆるメディカルサービス法人を含む関係当事者との関係の透明化・適正化が必要かつ重要であることから、学校法人等と同様に、毎年度、当該法人との関係を都道府県知事に報告させる。

(2) 医療法人のガバナンスの強化

- 理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等
 - ・ 医療法人の理事会の設置・権限や役員を選任方法等を規定して明確化する。
 - ・ 医療法人の業務の執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きく、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化する。

2. 医療法人の分割について

現在医療法人の分割は制度上できないが、他の法人類型と合わせて、分割計画書等を分割前の医療法人が作成した上で、都道府県知事の認可があれば医療法人を分割できることとする。

分割制度の対象としては、持分あり医療法人は既存の法人しか認めていないことから対象とせず、持分なし医療法人についてのみ認める。ただし、社会医療法人及び特定医療法人については対象外とする。

3. 社会医療法人の認定要件の見直し等について

社会医療法人については、地域の実情を踏まえた一定の認定要件を加えるとともに、社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設ける。